



電子機器用可変抵抗器—

第4部：ブランク個別規格：

単回転電力形可変抵抗器

評価水準 F

JIS C 5260-4-2 : 2000

(EIAJ)

平成 12 年 9 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電子機械工業会(EIAJ)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権(平成5年12月31日以前に出願された出願公開後の実用新案登録出願を含む。)又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

JIS C 5260-4-2には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) JISと対応する国際規格の対比表

部編成規格 この規格の部編成規格は、次による。

JIS C 5260群 電子機器用可変抵抗器

JIS C 5260-1 第1部：品目別通則

JIS C 5260-2 第2部：品種別通則：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器

JIS C 5260-2-1 第2部：プランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-2-2 第2部：プランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-3 第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器

JIS C 5260-3-1 第3部：プランク個別規格：回転形精密級可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-4 第4部：品種別通則：単回転電力形可変抵抗器

JIS C 5260-4-1 第4部：プランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-4-2 第4部：プランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-5 第5部：品種別通則：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器

JIS C 5260-5-1 第5部：プランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-5-2 第5部：プランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準F

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 9. 20

官 報 公 示：平成 12. 9. 20

原 案 作 成 者：社団法人日本電子機械工業会(〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2-2 東京商工会議所ビル5階 TEL 03-3213-1075)

審 議 部 会：日本工業標準調査会電子部会(部会長 凤 純一郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課「情報電気標準化推進室」(〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 代表)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
プランク個別規格.....	1
個別規格の識別.....	1
可変抵抗器の識別.....	1

第1章 一般事項

1. 一般事項	2
1.0 適用範囲	2
1.1 推奨する取付方法(挿入用)	2
1.2 寸法	2
1.3 定格及び特性	2
1.3.1 負荷軽減	3
1.4 引用規格	3
1.5 表示	3
1.6 発注情報	4
1.7 出荷対象ロットの成績証明書	4
1.8 追加事項	4
1.9 品目別通則及び/又は品種別通則への追加、又はより厳しい要求事項	4

第2章 検査要求事項

2. 検査及び要求事項	4
2.1 手順	4
附属書(参考) JISと対応する国際規格との対比表	10
解説.....	11